



厚生労働省  
埼玉労働局発表  
平成27年3月27日

担当

埼玉労働局労働基準部監督課  
監督課長 友住弘一郎  
主任監察監督官 布施武雄  
TEL 048-600-6204

## 平成26年の埼玉労働局管内における申告受理状況 —賃金不払が85%を占める—

埼玉労働局管内の労働基準監督署におきましては、労働者の方から賃金不払など労働基準法違反等の申告<sup>\*1</sup>を受理した場合、労働者の生活に影響を及ぼすおそれがあることから、優先的に監督指導等を実施し、速やかに解決を図ることとしているところです。

今般、埼玉労働局（局長 阿部充）では、平成26年末現在における当局管内の8つの労働基準監督署による申告受理状況を取りまとめましたので、以下のとおり発表します。

### 《概要》

#### 1 申告受理件数の推移【表1・2】

埼玉労働局管内における平成26年の申告受理件数は1,099件で、平成25年に比べて約**6.9%減少**し、リーマンショックのあった平成20年以前の水準に減少している。

申告内容の内訳としては、労働者の生活に重大な影響を及ぼす**賃金不払が935件(85.1%)**を占め、次いで**解雇が153件(13.9%)**となっている。<sup>\*2</sup>

#### 2 業種別申告受理件数【表3】

平成26年に受理した申告1,099件のうち、業種別では**建設業210件(19.1%)**が最も多く、次いで**商業175件(15.9%)**、**製造業161件(14.6%)**、**運輸交通業126件(11.5%)**、**接客娯楽業126件(11.5%)**の順となっており、**上位5業種で72.6%**を占めている。

#### 3 今後の対応

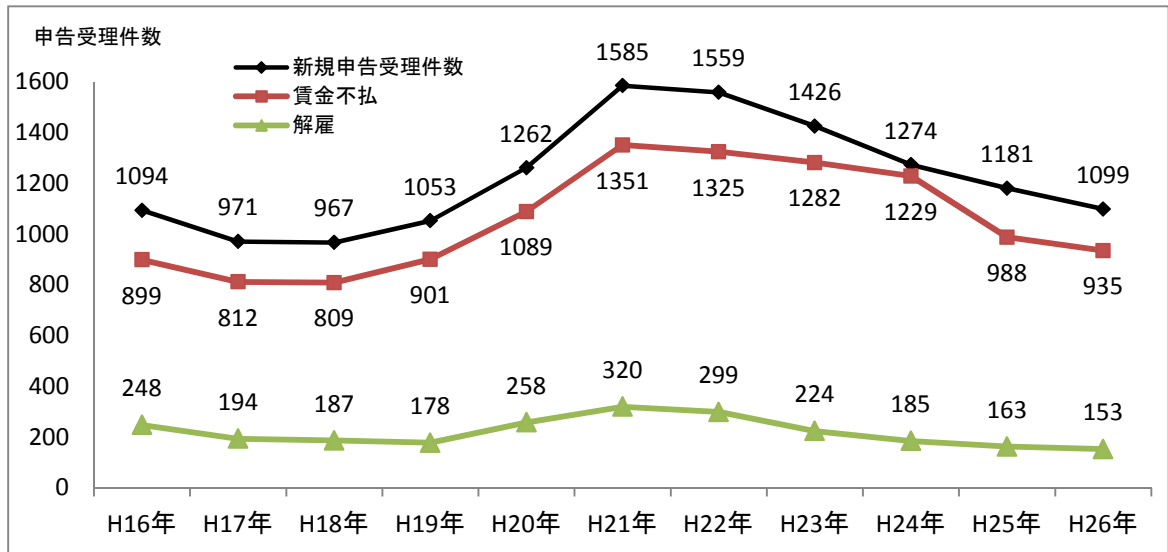
上記のとおり、埼玉労働局管内の申告受理件数は減少傾向にある。

埼玉労働局では、今後も労働者の方から寄せられた申告に懇切丁寧に対応するとともに、優先的に監督指導等を実施し、被害労働者の速やかな救済に努めることとしている。

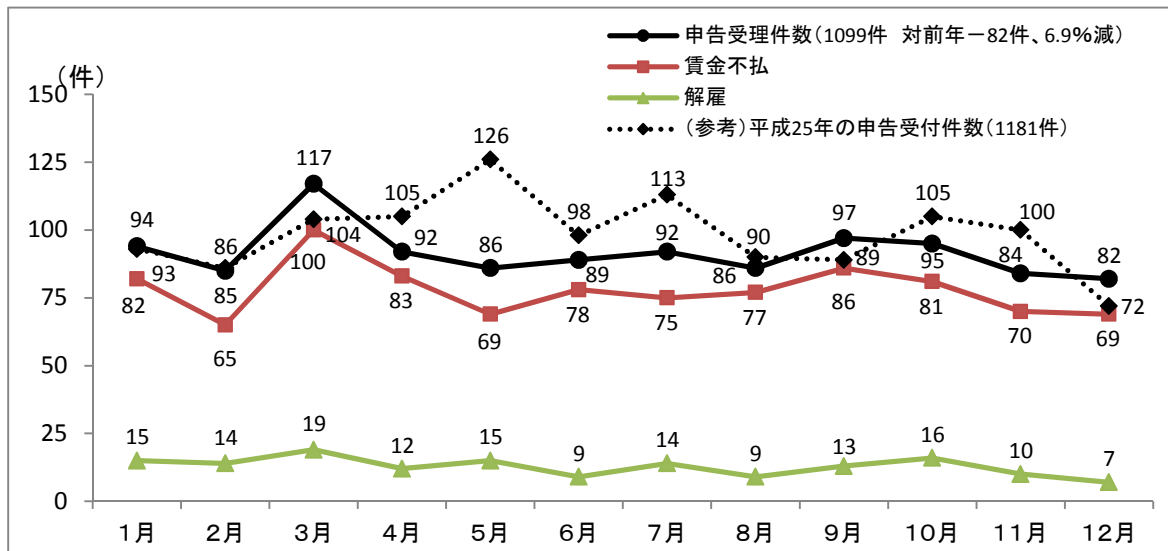
\*1 労働基準法第104条等に基づき、労働者が労働基準関係法令違反に対する権利の救済等のための行政指導を労働基準監督署に求めることをいいます。

\*2 同一の申告で「賃金不払」「解雇」が含まれる場合があるため、「賃金不払」と「解雇」の合計は、申告受理件数と一致しない。

【表1】年別申告受理件数の推移



【表2】月別申告受理件数の推移



【表3】業種別申告受理件数

